

水道水質保全のあり方について

1. 水道水質管理について

(1) 水道水質基準

水道水質管理の基本となる水質基準について、水道法第 4 条の規定からは次のような性格が認められる。

- ・ 水質基準は、水道により供給される水（基本的に給水栓を出す水）について適用されるものであり、原水について適用されるものではないこと。
- ・ 人の健康に対する悪影響（急性及び慢性）を生じさせないという観点から設定されるべきものであること。
- ・ 異常な臭味や洗濯物の着色など生活利用上の障害をきたさないという観点からも設定されるべきものであること。

(2) 水質基準を踏まえた水道水質管理に関する主な規定

施設の適正確保について

- ・ 施設基準の遵守義務（第 5 条）
- ・ 技術者による水道の布設工事の監督（第 12 条）
- ・ 給水開始前の施設及び水質の検査（第 13 条）
- ・ 適正な給水装置の使用（第 16 条ほか）など

管理の適正確保について

- ・ 水道技術管理者の選任（第 19 条）
- ・ 定期及び臨時の水質検査（第 20 条）
- ・ 職員の健康診断（第 21 条）
- ・ 消毒その他衛生上必要な措置（第 22 条）
- ・ 人の健康を害するおそれのある場合における給水の緊急停止（第 23 条）など

2. 水質基準の見直し等に関する厚生科学審議会答申等について

2.1. 背景

- (1) 前回水質基準の改正から10年が経過した現在、水道水質の状況を見ると、更なる水道水質管理の充実・強化が求められている状況にあること
 - ・ 臭素酸やハロゲン化酢酸など新たな消毒副生成物の問題の提起
 - ・ クリプトスポリジウムなど耐塩素性の微生物による感染症の問題の提起
 - ・ 内分泌かく乱化学物質やダイオキシン類など新しい化学物質による問題の提起 など
- (2) 世界保健機関（WHO）においても、その飲料水水質ガイドラインを10年ぶりに全面的に改訂すべく検討が進められていること
- (3) 規制改革や公益法人改革の流れの中で、水道水質管理の分野においても、水質検査などについて見直しが求められており、そのより合理的・効率的なあり方について検討がなされる必要があること

2.2. 審議経過等

- (1) 平成14年7月、厚生労働大臣は厚生科学審議会議長に対して水質基準の見直し等について諮問
- (2) 試問を受け、厚生科学審議会は、生活環境水道部会及び同水質管理専門委員会を設置し審議を実施
- (3) 平成15年4月、厚生科学審議会議長は厚生労働大臣に対して「水質基準の見直し等について」答申

2.3. 厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」のポイント

(1) 地域性・効率性を踏まえた水質基準の柔軟な運用（第1章）

- 従来の「全国的な問題を生ずる項目は法律に基づく水質基準、問題が一定地域に限定される項目は通知による行政指導」とする考え方を改め、地域的であっても問題を生ずる項目は法律に基づく水質基準を設定すること。
- 一方、水道事業者にとって大きな負担である水質検査に関し、地域の実情に応じ、合理的な範囲で省略できるようにすること。
- 水質検査の適正化・透明化を図るため、水質検査計画制度の導入を図るべきこと。
- 水質基準については、最新の科学的知見に従い"Rolling Revision"（逐次改正方式）により、常に見直しが行われるべきであること。

(2) 水質基準の全面的な見直し（第2章～第4章）

- 現行の水質基準項目について全面的な見直しを行った結果、現行の46項目を50項目に拡大すべきこと（13項目追加、9項目削除。）
- これに従い、従来の「監視項目」などの行政指導項目を廃すべきこと。
- 水質検査法について公定法化を図るべきこと。

(3) 病原微生物対策の強化（第5章）

- クリプトスポリジウムなど塩素消毒が無効又は有効でない病原微生物対策（ろ過措置）を法令上義務付けるべきこと。

(4) 水質検査等の質の確保（第6章、第9章）

- 水質検査結果などの質を確保するため、優良試験所基準（GLP）の考え方を取り入れた信頼性保証システムを導入すべきこと。

（５）効率的・合理的な水質検査（第７章、第８章）

- 上記(1)の水質検査の効率的・合理的な実施を図るため、検査省略指針やサンプリング・評価指針の策定、水質検査計画の作成と公表などの措置を講ずべきこと。

２．４．厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において指摘された今後の課題

（１）最新の科学的知見に基づく水質基準の見直し

- 逐次改正にあたって評価のための知見が不足している要検討項目を中心に、水質基準、水質管理目標設定項目やその他の項目で更に検討を要する項目の最新の科学的知見の集積、必要に応じた取扱いの見直しの検討
- 特に留意すべき点
 - ◇ アルミニウム、不快生物、ウィルス

（２）クリプトスポリジウム対策（耐塩素性病原微生物対策）

- 異常事態への対応
- 効率的な除去方法の開発・導入
- 原水の保全対策
- 小規模水道における対策

（３）水道水質管理全般のあり方に関する課題

- 水質管理体制のあり方（HACCP や WSP の考え方の導入）
- 水質監視（水質汚染の予見的監視方策の具体化）
- 水質基準のあり方

3 . 答申等を踏まえた法律・省令・告示の公布について

平成 15 年 5 月 30 日 水質基準に関する省令（厚生労働省令第 101 号）

平成 15 年 7 月 2 日 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係
法律の整備に関する法律（法律第 102 号）

平成 15 年 7 月 22 日 水質基準項目の検査方法（厚生労働省告示第 261 号）

平成 15 年 7 月 23 日 簡易専用水道の管理の検査方法等(厚生労働省告示第 262
号)

平成 15 年 9 月 29 日 水道法施行規則を改正する省令(厚生労働省令第 142 号)

平成 15 年 9 月 29 日 残留塩素の検査方法（厚生労働省告示第 318 号）

、 、 及び は平成 16 年 4 月 1 日から施行。